

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和6年9月13日(2024.9.13)

【公開番号】特開2023-23851(P2023-23851A)  
 【公開日】令和5年2月16日(2023.2.16)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-031  
 【出願番号】特願2021-129750(P2021-129750)  
 【国際特許分類】  
 A 6 3 F 7/02(2006.01)  
 【F I】  
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】  
 【提出日】令和6年9月5日(2024.9.5)

【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の要素画像と第2の要素画像とが特定の重複態様になった場合、遊技者による操作が可能な操作部を操作させる操作演出を実行可能であり、

前記第1の要素画像も前記第2の要素画像もキャラクタを表すキャラ画像であり、

前記第1の要素画像と前記第2の要素画像とが前記特定の重複態様になって前記操作部を振動させた後、当該操作部の振動を終了させてから前記操作演出の操作有効期間を開始可能であり、

前記操作演出の前記操作有効期間において前記操作部が操作されたことに応じて、遊技者に有利な特定の有利展開になることを示唆することを特徴とする遊技機。

30

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記操作部の操作に応じて前記特定の有利展開になることを示唆したときにも、前記操作部を振動させることが可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0005  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】

【0005】

40

本発明の遊技機は、

第1の要素画像と第2の要素画像とが特定の重複態様になった場合、遊技者による操作が可能な操作部を操作させる操作演出を実行可能であり、

前記第1の要素画像も前記第2の要素画像もキャラクタを表すキャラ画像であり、

前記第1の要素画像と前記第2の要素画像とが前記特定の重複態様になって前記操作部を振動させた後、当該操作部の振動を終了させてから前記操作演出の操作有効期間を開始可能であり、

前記操作演出の前記操作有効期間において前記操作部が操作されたことに応じて、遊技者に有利な特定の有利展開になることを示唆することを特徴とする遊技機である。

50